

教育委員会定例会日程

平成24年4月19日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

報告第4号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について （教育総務課）

日程第2

議案第8号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて （生涯学習課）

日程第3

議案第9号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて （生涯学習課）

5 報告事項

(1) 平成23年度下半期寄付採納状況について （資料1 教育総務課）

(2) 片浦小学校における小規模特認校制度の実施状況について
（資料2 教育総務課）

(3) 平成24年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方
針について （資料7 教育総務課）

(4) 市内の小中学校の児童・生徒の通知表記載誤り等について
（資料3 教育指導課）

(5) 小田原市図書館協議会委員の退任について （資料4 図書館）

(6) 小田原市図書館協議会への諮問に対する答申について （資料5 図書館）

(7) 図書館ネットワークシステムの入替に伴う図書館施設の臨時休館について
（資料6 図書館）

6 協議事項

(1) 三の丸小学校プール用水の流出事故への対応について【非公開】
（資料8 教育総務課）

7 閉 会

報告第4号

事務の臨時代理の報告（社会教育主事の任命）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成24年4月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

社会教育主事の任命について

氏名	所属	職名	発令年月日
杉崎 恵理子	生涯学習課	主査	平成24年4月1日
柏木 みどり	生涯学習課	主事	平成24年4月1日
廣瀬 美穂	生涯学習課	社会教育指導員	平成24年4月1日

《参考》

○社会教育法（一部抜粋）

（社会教育主事の職務）

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。但し、命令及び監督をしてはならない。

（社会教育主事の資格）

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

(1) 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあった期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

（社会教育主事の講習）

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

議案第8号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成24年4月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市社会教育委員候補者名簿

【 候補者 】

選出区分	学校教育関係者
氏名	音淵 洋子
住所	小田原市蓮正寺
生年	昭和28年
備考	小田原市立山王小学校
委嘱期間	平成24年7月31日まで

選出区分	学校教育関係者
氏名	石井 政道
住所	大井町金子
生年	昭和33年
備考	小田原市立鴨宮中学校
委嘱期間	平成24年7月31日まで

【 前任者 】

選出区分	学校教育関係者
氏名	夏 莉 宏

選出区分	学校教育関係者
氏名	佐藤 均

社会教育委員名簿

任期：平成22年8月1日～平成24年7月31日

役職	選出区分	氏名	備考
議長	社会教育関係者	遠藤 豊子	きらめき☆おだわら塾を運営する会会長
副議長	学識経験者	瀬沼 克彰	桜美林大学名誉教授
委員	学識経験者	石川 信雄	自治会総連合会長
〃	学校教育関係者	石井 政道	鴨宮中学校長
〃	学識経験者	長田 恵子	公募
〃	学校教育関係者	音淵 洋子	山王小学校長
〃	学識経験者	小山田 大和	公募
〃	学識経験者	鈴木 敦子	市議会議員
〃	家庭教育の向上に資する活動を行う者	杉崎 雅子	臨床心理士・学校心理士
〃	社会教育関係者	瀬戸 昭彦	市体育協会副会長
〃	学識経験者	中津川 悦子	市文化連盟副会長
〃	社会教育関係者	一寸木 正直	市PTA連絡協議会幹事
〃	社会教育関係者	横山 けい子	市青少年健全育成連絡協議会副会長

※委員は五十音順（平成24年4月19日現在）

議案第9号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成24年4月19日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

小田原市郷土文化館協議会委員候補者名簿

【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	佐宗 修二
住所	小田原市曾我谷津
生年	昭和28年
備考	小田原市立千代小学校
委嘱期間	平成25年8月31日まで

選出区分	学校教育関係者
氏名	石井 政道
住所	大井町金子
生年	昭和33年
備考	小田原市立鴨宮中学校
委嘱期間	平成25年8月31日まで

【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	山口 実

選出区分	学校教育関係者
氏名	押切 千尋

小田原市郷土文化館協議会委員名簿

役 職	選出区分	氏 名	職 業	備 考
委員長	学識経験者	一寸木 肇	大井町教育委員会おおい自然園園長	自然（甲殻類）
副委員長	〃	奥野花代子	元・県立生命の星・地球博物館専門学芸員	博物館学
委 員	〃	明石 新	元・平塚市博物館館長	考古学・古代史
〃	〃	渋谷 武美	西相美術協会会員	美術（彫 塑）
〃	〃	鳥居 和郎	神奈川県立歴史博物館学芸員	歴史（中世史）
〃	〃	中村 ひろ子	元・神奈川大学大学院特任教授	民 俗
〃	〃	廣谷 浩子	県立生命の星・地球博物館主任学芸員	自然（哺乳類）
〃	学校教育 関係者	佐宗 修二	千代小学校長	（新任）
〃	学校教育 関係者	石井 政道	鴨宮中学校長	（新任）

任期：平成25年8月31日まで

○

○

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	小田原市中曾根 355-5 東富水幼稚園 保護者と教師の会 会長 辻元 祐子	のびのびベシックロッカー2台 箱積木 1個	252,281円	東富水幼稚園の 備品として
2	小田原市栄町 1-8-13 夏目 真利子	書籍「私は社会化のドッグトレーナー」	39,600円	市立小・中学校 の備品として
3	横浜市都筑区新栄町1 4-1 中銀マンション1110 林 六郎	古文書 猪俣邦憲判物	不明	図書備品として
4	小田原市羽根尾225- 1 相日防災株式会社 代表取締役社長 黒澤 麻志	マスク、クリアハンドジェル	36,452,000 円	市立幼、小、中 学校の感染症対 策として
5	小田原市酒匂6-8-2 6 酒匂幼稚園 保護者と教師の会会長 古尾谷 佳子	フロアーマット	41,500円	酒匂幼稚園の備 品として
6	小田原市久野1561 久野っ子に二宮金次郎 像を贈る実行委員会 濱野 昌平	二宮金次郎像「一粒の種が・・・」	1,200,000 円	久野小学校の備 品として
7	匿名	電動アシスト	98,800円	久野小学校の備 品として
8	小田原市米神60-2 片浦小学校図書ボラン ティア「おはなしみかん」 代表 松本 礎子	図書室用本棚	9,700円	片浦小学校の備 品として
9	小田原市酒匂930 下府中小学校 PTA会長 卯月 玲子	石油ファンヒーター 業務用石油ストーブ	244,124円	下府中小学校の 備品として
10	小田原市早川 2-14-1 早川小学校 PTA会長 佐藤 剛	舞台幕一式	362,271円	早川小学校の備 品として
11	株式会社みずほ銀行 株式会社損保ジャパン 明治安田生命保険相互 会社 第一生命保険株式会社	黄色いワッペン	27,200円	市立小学校新入 学児童への配布 物として

12	匿名	なかよしベンチ	24,000円	前羽幼稚園の備品として
13	小田原市矢作231 矢作幼稚園 保護者と教師の会会長 大塚 聡子	ソーラー時計、ままごとサークル、戸外用ベンチ、大型絵本	323,170円	矢作用幼稚園の備品として
14	小田原市酒匂930 下府中小学校 PTA会長 卯月 玲子	テーブル	75,240円	下府中小学校の備品として
15	小田原市酒匂6-8-2 6 酒匂幼稚園 保護者と教師の会会長 古尾谷 佳子	園名プレート 保育室カーテン ままごと用たたみ トランポリン	222,815円	酒匂幼稚園の備品として
16	小田原市柳新田 129-3 保護者と教師の会 平成23年度修了児 代表 山本 晶子	遊戯室暗幕	209,962円	報徳幼稚園の備品として
17	小田原市栄町 1-5-22 (株)中村屋	パソコン パーテーション 名札	211,000円	相談指導学級、足柄小学校コミュニケーションの教室「フレンド」備品として
18	小田原市栄町 1-14-48 ナックガーデンプレイス	机 救急箱 玩具	32,000円	片浦小学校放課後子ども教室の備品として

現金

1	匿名	現金 400,000円	酒匂中学校、富士見小学校、下府中小学校、酒匂小学校の図書充実のため	各学校選定の図書を購入済
2	小田原市栢山3610 柏木 文夫	現金 100,000円	新玉小学校の図書の充実のため	学校選定の図書を購入済

演劇無料提供

	寄 付 者	公 演 名	寄付目的	備考
1	横浜市青葉区あざみ野1-2 4-7 四季株式会社 代表取締役 社長 浅利 慶太	「こころの劇場」 劇団四季ミュージカル 『ユタと不思議な仲間たち』	青少年の情操教育のため	小田原市立小学校に通う小学4年生等に対する演劇鑑賞の提供

片浦小学校における小規模特認校制度の実施状況について

1 平成24年4月入学の状況について

(1) 児童数（平成24年4月1日時点）

(単位：人)

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
平成23年度	8	5	8	9	13	12	55
平成24年度	13	8	5	13	11	14	64
内 特認校入学者	11	0	0	5	2	1	19
内 在校生、片浦地区在住	2	8	5	8	9	13	45

(2) 小規模特認校入学者男女別内訳

男：7人（1学年3人、4学年3人、5学年1人）

女：12人（1学年8人、4学年2人、5学年1人、6学年1人）

(3) 小規模特認校入学者地域別内訳

町田小学校区 2人、富水小学校区 1人、下府中小小学校区 3人

国府津小学校区 1人、東富水小学校区 1人、矢作小学校区 2人

報徳小学校区 2人、富士見小学校区 7人

2 放課後子ども教室について

(1) 登録者数（平成24年4月1日時点）

(単位：人)

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
特認校入学者	10	0	0	5	2	0	17
在校生・片浦地区 在住	2	8	5	8	8	10	41
計	12	8	5	13	10	10	58

登録率 90.6%（全児童に対して）

(2) 登録者男女別内訳

男：31人

（1学年4人、2学年4人、3学年2人、4学年10人、5学年6人、6学年5人）

女：27人

（1学年8人、2学年4人、3学年3人、4学年3人、5学年4人、6学年5人）

※実際には、毎日5～7人程度の児童が参加している。

(3) スタッフ配置

活動プログラムの企画、学校や関係機関等との連絡調整等、運営の総合的な調整を図る「コーディネーター」、予習・復習等の学習支援、体験活動等の指導を行う「学習アドバイザー」、児童の安全管理及び学習アドバイザーを補佐する「安全管理員」を配置。

通常の活動は、原則、学習アドバイザー・安全管理員の2名体制で行い、18時～19時は安全管理員1名体制とする。

4月のプログラム

平成24年度片浦小学校放課後子ども教室

※4月の自主帰宅時刻は17時です※

平成24年4月5日現在

月	火	水	木	金	土	日	お知らせ
2 教室スタート ☆百人一首 15:30～16:30	3	4 ☆わらべうた 10:30～11:30	5 学校スタート	6	7 ☆楽しいビデオター 10:30～11:30		
9	10 お休み (引き取り訓練)	11	12 ☆楽しい歌と合奏 15:30～16:30	13	14 ☆百人一首 10:30～11:30 ☆おやつ教室 13:30～15:00		★申し込み制★ メニューは「蒸しパン」! 申込書を11日(水)までに子ども教室スタッフまで提出してください!
16	17	18	19	20 ☆ものづくり教室 15:30～16:30	21 ☆おもしろ科学実験ショー 10:30～11:30		
23 ☆英語 1～3年 14:40～15:25 4～6年 15:40～16:25	24	25	26 ☆楽しい歌と合奏 15:30～16:30	27	28 ☆語りの世界 10:30～11:30 ☆折り紙教室 13:30～15:00		完成した折り紙は図書室に飾ります。

* 日付の色が [] の日は給食がないため、参加する場合は、原則、お弁当を持ってきてください。(家で昼食を食べてから参加する場合は、「出席カード」等で事前にお知らせください。)

平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和36年法律第162号)第27条の規定に基づき、小田原市教育委員会が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施する。

この点検及び評価は、事務事業の実施状況の検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくことを目的とする。また、点検及び評価の結果を議会に報告し、及び公表することにより、市民への説明責任を果たしていくものとする。

2 対象事業

これまで、対象事業の選定は所管の判断に任せていたが、今回は、対象事業の選定については、前年度に実施した事業のうち、**重要事項や懸案事項について各所管と調整の上、リストアップ**をする。さらに、その中から**重点事業を教育委員が選定**し、その事業について点検・評価を実施することとするが、必要に応じて教育委員による現場訪問を実施する。

また、**所定の様式を作成**し、これに基づき点検・評価を実施することとする。

なお、今後の点検・評価の実施にあたっては、特定の事業だけに偏ることがないように留意し、一定のサイクルで全ての事業について、点検・評価を行うこととする。

3 実施方法

事務の流れについては、概ね次のとおりとする。

- (1) 前年度に実施した事業を各所管と対象事業の調整及び事業概要を作成
- (2) 教育委員会定例会において点検・評価する事業を選定
- (3) 選定事業について、各所管で点検・評価を実施
- (4) 選定事業について教育委員による現場訪問を実施
- (5) 選定事業について学識経験者と教育委員との合同ヒアリング及び意見交換（公開）
- (6) 上記を踏まえ、教育委員の評価、意見を作成
- (7) 教育委員会定例会において、点検・評価案を審議し、議決
- (8) 点検・評価の結果を9月議会に報告

根拠法令条文概略

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

平成24年度 教育委員会の事務の点検・評価 スケジュール(案)

平成24年	実施日程
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「方針案」の事務局調整 ○各所管と点検・評価対象事業を調整 ○4/19教育委員会定例会に「方針案」を提出(報告)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○リストアップされた事業について教育委員に事前説明 ○学識経験者就任依頼 ○5/22教育委員会定例会で点検・評価事業を選定 ○選定された事業について、各所管に点検・評価の実施を依頼(6/8期限)
6月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各所管から点検・評価(案)の提出 ○教育委員による現場訪問を実施(6月中旬～7月中旬)
7月	<p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学識経験者と教育委員との合同ヒアリング及び意見交換(公開で実施) ○「点検評価(案)」取りまとめ(学識経験者、教育委員の意見を盛り込む) <p style="text-align: center;">↓</p>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○「点検評価(案)」の完成 ○教育委員会定例会に「点検評価(案)」を提出(議決) ○議会へ「点検評価」の提出
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生文教常任委員会にて報告 ○公表

平成23年度後期分 市内の小中学校の児童・生徒の通知表記載誤りについて

1 今回の通知表記載誤りに関わる経過

平成23年度後期分の通知表については、小学校が、卒業生は3月19日に、在校生は23日に、中学校では卒業生は3月8日に、在校生は23日に、各担任から児童・生徒に渡された。

その後、通知表事故調査委員会で提案された「通知表相談日」を各学校が2～4日設け、保護者や児童・生徒からの質問や問い合わせに対応した後、ミスがあった場合は、4月2日までに市教育委員会に報告することとした。

その結果、小学校2校・中学校3校において、合計22人の児童・生徒の通知表記載誤りが判明した。

なお、「通知表相談日」においては、小学校では8人、中学校では22人の児童・生徒・保護者からの相談があり、「成績を上げるためにはどのような学習に取り組めばよいか」「評価・評定は、どのようにされるか」といった内容がほとんどであった。

2 原因

- (1) 教員個人の手持ち資料をパソコンに入力する際の確認不足によるもの 20名分
- (2) 完成版の確認不足によるもの 2名分

3 その後の対応

- (1) 4月11日（水）の「教育委員会と校長会との連絡調整会議」において、今回の記載誤りの「内容」「原因」等を提示するとともに、今年度の通知表作成に向け、改めて指導した。
- (2) 4月11日（水）及び12日（木）に、記載誤りを起こした教員及び管理職を学校ごとに教育委員会に呼び出し、教育長より口頭注意するとともに、ミスに至った経緯等について事情聴取を行った。

4 事故の概要 平成23年度後期分

学校名 担当者	発覚した理由	状況	原因	発覚後の対応
大窪小 2名 40代・女	修了式当日、保護者から担任へ電話があり発覚した。	2年生2名の児童の個人票を間違えて台紙に貼り付けた。	個人票の段階でミスが見つかったので、該当児童分だけ抜き出し訂正したが、その後、正しい出席番号の順番に戻さなかった。 最終版の確認を怠った。	通知表を回収し学校で貼付し直した後、管理職と担任が家庭訪問して謝罪し手渡した。
下中小 1名 40代・男	修了式当日、児童が間違いに気づき保護者に伝え、翌日、保護者から教頭へ電話があり発覚した。	5年生1名の総合的な学習の時間で児童が担当した係名を間違えた。	データ入力するとき途中でパソコンを閉じて席を立った。再度立ち上げたとき間違えて入力した。 データー一覧への入力後、複数での読み合わせを行わなかった。	新しく作成した通知表を、担任が家庭訪問し謝罪して手渡した。
下中小 1名 20代・男	3月27日(火)、保護者から教頭へ電話があり発覚した。	3年生1名の2月・3月にまたがった出席停止の内、2月分が病欠のままであった。	家庭から健康手帳が提出されたときに、出席簿の訂正をすぐに行わなかった。また、この手順が確立されていない。	家庭の都合から来校されたときに、通知表を訂正し担任が謝罪した。
白鷗中 4名 40代・男 40代・女	3月26日(月)、保護者から担任に電話があり発覚した。	2年生4名の特別活動の記録の内、受賞内容に間違いがあった。	部活動の受賞があった時、顧問がエクセルの受賞ファイルに入力することになっているが、それが入力されていなかった。 顧問から口頭で聞き取り、データー一覧に直接入力したが聞き取った内容が間違っていた。	担任と管理職で家庭訪問し、保護者了解のもとシールを貼り付けて修正し、謝罪した。
白鷗中 8名 20代・男	3月26日(月)、指導要録へ記入する時に担任が気づき発覚した。	1年生8名の3月分の出席の欄が「0」になっていた。	通知表作成のためのシートではなく、別のシートにデータを入力した。 データー一覧への入力後、複数での読み合わせを行わなかった。	管理職と担任で家庭訪問し、正しい数字に訂正し、謝罪した。
城南中 2名 30代・女	3月13日(火)、保護者が来校したときに指摘があり発覚した。	3年生2名の表彰結果を入力したが反映されず、未記載となった。	前期終業式後の休日に開催された行事の表彰結果を後期用のシートに入力しなかった。	担任と管理職で家庭訪問し、保護者了解のもとシールを貼り付けて修正し、謝罪した。
千代中 1名 50代・男	3月26日(月)、保護者からの相談の中で発覚した。	2年生1名の評価結果に対する保護者の問合せに対して未提出と回答したものが提出されていたことがわかり、評価に加えた結果、評定が変更された。	提出期限以降に提出された評価資料の評価結果を記録し忘れた。 原簿そのものに記載がなかった。	通知表を回収し訂正後、管理職と教科担当で家庭訪問し、謝罪し手渡した。
千代中 3名 30代・女 20代・女	3月26日(月)、指導要録へ記入する時に担任が気づき発覚した。	2年生3名の3月22・23日の出欠席を見込みで入力したが、その日に遅刻した生徒の分を修正せずに渡した。	遅刻を確認後すぐに出席簿に記入しなかった。	通知表を回収し訂正後、学年主任と担任で家庭訪問し、謝罪し手渡した。

1 事故の発生学校数・教員数・事故件数・該当児童生徒数

発生学校数	当事者数（教員）	事故件数 該当児童生徒数	
小学校 2校 中学校 3校 ----- 計 5校	小学校 3名 中学校 7名 ----- 計 10名	小学校 3件 中学校 7件 ----- 計 10件	4名 18名 ----- 22名

2 事故の状況別該当児童・生徒数

	平成23年度後期報告分		
	小	中	計
出欠席の誤記入	1	11	12
特別活動等の誤記入	1	6	7
氏名の表記のミス	0	0	0
個人票の貼り付けに関するミス	2	0	2
所見等の誤記入	0	0	0
評価・評定のミス	0	1	1
シートの立ち上げミス	0	0	0
	4	18	22

3 事故の概要

学校名 (該当児童生徒数計)	当事者の年代	事故の状況(該当児童生徒数)	原因
大窪小 (2名)	①2年 40代 女	個人票の貼り付けに関するミス(2名)	完成版の確認不足
下中小 (2名)	①3年 20代 男	出欠席の誤記入(1名)	入力時の確認不足
	②5年 40代 男	特別活動等の誤記入(1名)	入力時の確認不足
白鷗中 (12名)	①2年 40代 男	特別活動等の誤記入(2名)	入力時の確認不足
	②2年 40代 女	特別活動等の誤記入(2名)	入力時の確認不足
	③1年 20代 男	出欠席の誤記入(8名)	入力時の確認不足
城南中 (2名)	①3年 30代 女	特別活動等の誤記入(2名)	入力時の確認不足
千代中 (4名)	①2年 50代 男	評価・評定のミス(1名)	入力時の確認不足
	②2年 30代 女	出欠席の誤記入(1名)	入力時の確認不足
	③2年 20代 女	出欠席の誤記入(2名)	入力時の確認不足

4 通知表相談日実施結果について

《相談日設定日数》

設定形式		小	中
卒業生	在校生		
2日		8校	1校
2日	2日	11校	2校
3日		3校	3校
4日		1校	0校
2日	3日	2校	2校
3日	3日	0校	3校
合計		25校	11校

《相談内容》

	小	中
成績を上げるためにどのような学習に取組めばよいか	4名	12名
評価・評定の具体的な説明	2名	4名
出欠席状況に関すること	1名	4名
特別活動などの記載内容に関すること	0名	2名
個人票の貼り付けに関すること	1名	0名
合計	8名	22名

・相談日は卒業生と在校生が同一日設定の場合と別々の設定の場合がある

第29期小田原市図書館協議会委員名簿

任期 平成22年10月1日～平成24年9月30日

氏名	選出区分	職業等	摘要
廣澤 登美江	学校教育関係者	小田原市教育委員会教育指導課 教育相談員	
大坪 禎太	学校教育関係者	小田原市立千代中学校教諭	
武 田 要	学校教育関係者	国際医療福祉大学小田原保健医療学部 理学療法学科講師	退任
小山田 大和	社会教育関係者	小田原市社会教育委員会議委員	
◎ 竹井 邦夫	社会教育関係者	日本現代詩歌文学館評議員	
○ 小田 佳代子	家庭教育の向上に資する 活動を行う者	小田原市放課後児童クラブ指導員	
宮崎 淳子	学識経験者（公募）	小田原の図書館を考える会幹事	
内 田 昭	学識経験者（公募）	学習塾講師	

◎：委員長 ○：副委員長

小田原市図書館協議会への諮問事項「小田原市図書館施設の今後のあり方について」に対する答申について

1 概要

図書館の役割や機能を明確にし、身近で役立つ図書館づくりに資するため、小田原市図書館施設の今後のあり方について方向性を定めるにあたり、図書館長の諮問機関である小田原市図書館協議会に対し、「小田原市図書館施設の今後のあり方について」を諮問し、答申書の提出を受けたもの
この答申を踏まえ、本市図書館施設の今後の方向性を定める予定

2 経過

平成22年12月17日

第29期小田原市図書館協議会に対し諮問。

平成23年 3月31日

第29期小田原市図書館協議会から答申書提出。

協議会開催回数 16回

3 資料

- 諮問書
- 答申書概要版
- 答申書

小田原市図書館協議会 様

小田原市図書館施設の今後のあり方について（諮問）

次のことについて、図書館法第14条第2号の規定により諮問します。

平成22年12月17日

小田原市教育委員会
図書館長 鈴木 健

1 諮問事項

小田原市図書館施設の今後のあり方について

2 諮問理由

小田原市の図書館施設においては、平成2年8月に、小田原市立図書館整備検討委員会から提出を受けた、「図書館整備に関する報告書 ツインライブラリー構想」に基づき、酒匂川を境とする東と西にそれぞれの地域特性を活かしていくことのできる図書館を一つずつ建設・整備することが望ましいとされ、川西地域の図書館は、郷土資料の収集・保存や調査・研究機能を特色とし、川東地域の図書館は、広範な資料・情報を提供する、それぞれ性格の異なる二つの図書館を核としつつ、市内全域へのサービス網を充実させていくこととされてきました。

その後この方針に基づき、平成6年にはかもめ図書館が開館し、市立図書館との2館体制を軸に、マロニエやいずみ・こゆるぎの各地域センターに図書室・図書コーナーを配置し、それぞれがネットワークとして機能するよう図書館システムのIT化が図り、図書施設の利便性の向上に努めてまいりました。

こうした中、情報化・少子高齢化・経済状況の停滞など、図書館を取り巻く社会の状況にも大きな変化があり、多様化・高度化する市民の図書館へのニーズに対応していくために、ハード・ソフト両面の一層の充実が求められています。

また、本市では、市立図書館の老朽化や支所施設の併設されている図書館分館の現状、ネットワーク化への対応などが課題となっています。

このため、市民の誰もが、あらゆる資料や情報を身近に、便利に利用できるよう、今後の図書館運営の展開及び推進における指針となるような小田原市図書館施設の今後のあり方について諮問します。

小田原市図書館施設の今後のあり方について

- 1 これからの小田原市図書館施設の役割と機能について（総論）
ツインライブラリー構想に基づく施設・機能整備の経過を踏まえた、今後の望ましい施設のあり方とは。

- 2 小田原市立図書館をはじめとする市内図書施設の配置について
老朽化した市立図書館や分館の現状を踏まえ、今後の望ましい図書館施設の配置とは。

- 3 ネットワーク化の充実に向けて
ネットワーク化の進捗状況を踏まえた、今後の望ましいネットワーク整備の方向性とは。

- 4 図書館運営の充実に向けた民間活力の導入について
資料整理やレファレンス、図書館奉仕事業を充実させるための方策としてのボランティアによる、運営協力の望ましいあり方とは。

- 5 学校図書館との連携に向けて
本市図書館と市内学校図書館との連携による、子どもの学習環境の改善のための、望ましい連携・協力関係のあり方とは。

まとめ

上記5項目について答申いただくに際しては、小田原市図書館施設の今後のあり方に対する利用者である市民の様々な意見を、最も効果的な方法により把握していただきそれらの意見を集約・反映いただきますようお願い申し上げます。

答申書「小田原市図書館施設の今後のあり方について」【概要版】

I 図書館長からの諮問項目

- 1 これからの小田原市図書館施設の役割と機能について（総論）
ツインライブラリー構想に基づく施設・機能整備の経過を踏まえた今後の望ましい施設のあり方とは
- 2 小田原市立図書館をはじめとする市内図書施設の配置について
老朽化した市立図書館や分館の現状を踏まえた今後の望ましい図書施設の配置とは
- 3 ネットワーク化の充実に向けて
ネットワーク化の進捗状況を踏まえた今後の望ましいネットワーク整備の方向性とは
- 4 図書館運営の充実に向けた民間活力の導入について
資料整理やレファレンス、図書館奉仕事業を充実させるための方策としての民間活力の導入による運営協力の望ましいあり方とは
- 5 学校図書館との連携にむけて
本市図書館と市内学校図書館との連携による子どもの学習環境の改善のための望ましい連携・協力のあり方とは

【答申に追加した項目】

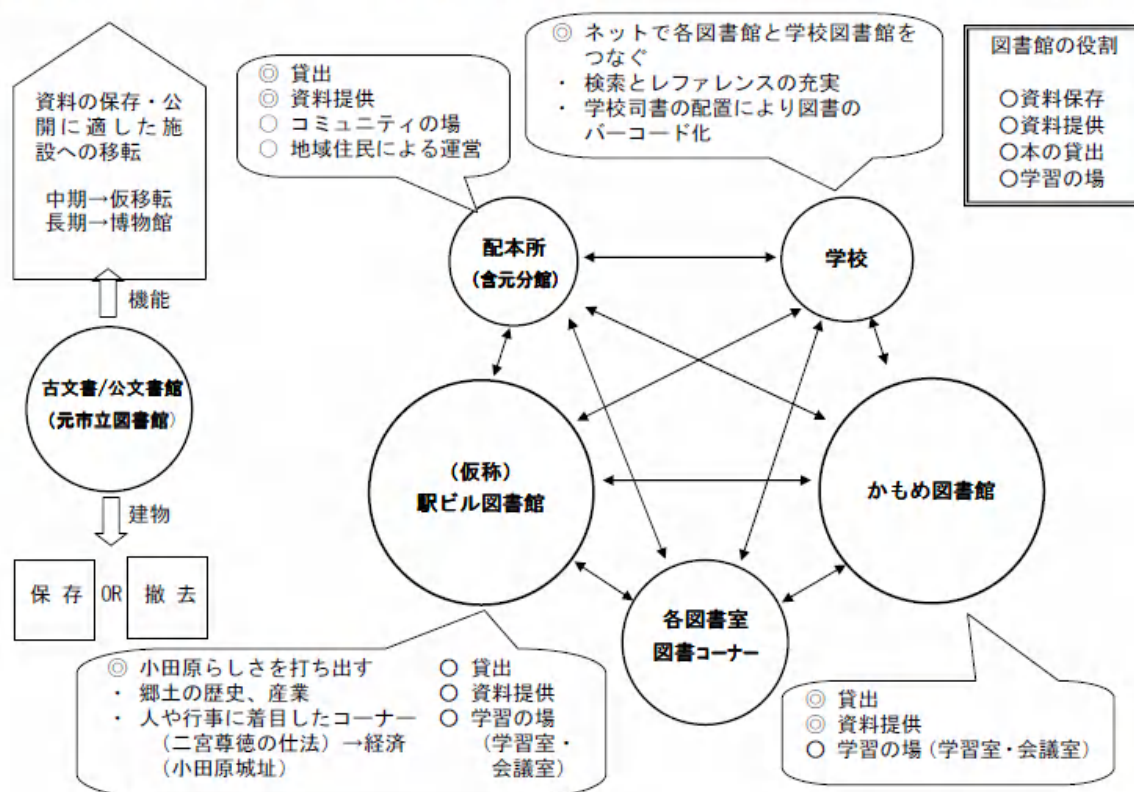
- 6 電子書籍
図書館はサービス充実の観点から電子書籍にどう向き合うべきか
- 7 人材育成
質の高い図書館サービスを継続的に提供していくために不可欠な図書館職員の資質とは
またそのために必要な人材育成の視点・環境とは

I 答申のポイント

- 小田原駅前再開発ビル内に新たに図書館を設置。川東地域のかもめ図書館に対し、川西地域に駅前図書館を配置し、いずれも貸出機能を充実させる。
- 市立図書館は、短期的には「古文書・公文書館」として位置づけ当面の間運用。中・長期的には保存や公開に適した施設（博物館等）へ継承。機能移転後の建物は、多様な価値の検証や安全性・史跡純化等から判断。
- 分館は、ネットワーク化を図り配本所に転換。ただし、地域住民の要望や運営協力など地域における議論が必要。
- 国府津学習館図書のデータ移行及び学校図書館とのネットワーク化を見据えたデータベース作成を早期に実施。
- 図書館職員の監視・監督機能の働く形での業務委託は進めるべき。ただし、指定管理者制度は導入すべきでない。
- 図書館の運営に業務受託者・利用者・ボランティア等の多様な担い手が連携できる協働の仕組みづくりが必要。図書館ボランティア人材バンク制度の導入。図書館職員の心ある協働への働きかけが重要。
- 子どもの想像力や好奇心を呼び起こし豊かな心を育む場としての学校図書館が充実するよう、図書館常駐の専任司書の配置、公立図書館職員の協力、公立図書館とのネットワーク化などによる効率的な図書資料調達の仕組みづくり、地域開放や運営における地域協力などに取り組む。
- 図書館利用者が享受するサービスを選択できることは、多様化するニーズにこたえていく上で必要。そのため図書館は電子書籍と共存する必要あり。まずは、小田原固有の歴史資料から着手。
- 図書館職員は、調整能力・選書能力・専門知識力・高度なサービス力・危機管理能力を有し、絶えず実践を通じたスキルアップを求める。またそうした職員が育つ仕組み・仕掛けが重要。

II 施設配置の将来イメージ

新たな時代の小田原市立図書館のあり方 中長期的イメージ図～時代に即した新ツインライブラリー～



委員名簿

委員長	竹井 邦夫 (社会教育関係者)
副委員長	小田佳代子 (家庭教育の向上に資する活動を行う者)
委員	武田 要 (学校教育関係者)
委員	廣澤登美江 (学校教育関係者)
委員	大坪 禎太 (学校教育関係者/学校図書館協議会)
委員	小山田大和 (社会教育関係者/社会教育委員会議)
委員	宮崎 淳子 (学識経験者/公募)
委員	内田 昭 (学識経験者/公募)

答申の経過

第1回協議会	平成22年12月17日
第2回協議会	平成23年 1月21日
第3回協議会	平成23年 2月25日
第4回協議会	平成23年 4月28日
第5回協議会	平成23年 6月17日
第6回協議会	平成23年 8月26日
第7回協議会	平成23年 9月17日
第8回協議会	平成23年10月19日
第9回協議会	平成23年10月25日
第10回協議会	平成23年11月18日
第11回協議会	平成23年12月26日
第12回協議会	平成24年 1月 5日
第13回協議会	平成24年 2月 4日
第14回協議会	平成24年 2月20日
第15回協議会	平成24年 3月14日
第16回協議会	平成24年 3月23日

答申書

「小田原市図書館施設の今後のあり方について」

平成24年3月

小田原市図書館協議会

目 次

はじめに	P1
1 <u>これからの小田原市図書館施設の役割と機能について（総論）</u>	P2-5
ツインライブラリー構想に基づく施設・機能整備の経過を踏まえた 今後の望ましい施設のあり方とは	
2 <u>小田原市立図書館をはじめとする市内図書施設の配置について</u>	P6-7
老朽化した市立図書館や分館の現状を踏まえた 今後の望ましい図書館施設の配置とは	
3 <u>ネットワーク化の充実に向けて</u>	P8
ネットワーク化の進捗状況を踏まえた 今後の望ましいネットワーク整備の方向性とは	
4 <u>図書館運営の充実に向けた民間活力の導入について</u>	P9-10
資料整理やレファレンス、図書館奉仕事業を充実させるための方策としての 民間活力の導入による運営協力の望ましいあり方とは	
5 <u>学校図書館との連携にむけて</u>	P11-12
本市図書館と市内学校図書館との連携による 子どもの学習環境の改善のための望ましい連携・協力のあり方とは	
6 <u>電子書籍</u>	P13
図書館はサービス充実の観点から電子書籍にどう向き合うべきか	
7 <u>人材育成</u>	P14
質の高い図書館サービスを継続的に提供していくために不可欠な 図書館職員の資質とは またそのために必要な人材育成の視点・環境とは	
答申の経過	P15
委員名簿	P16

※ アンケート集計結果については別にまとめた

はじめに

平成2年8月に小田原市図書館整備検討委員会により提言された「図書館整備に関する報告書〈ツインライブラリー構想〉」は、“全市域にわたる図書館サービスを行うシステムを速やかに確立する・・・”ために、酒匂川を境とした川東地域・川西地域にそれぞれ性格の異なる二つの核となる図書館を置くとともに、市民図書室の配置や自動車図書館の運営によって市内全域へのサービス網を整備するというものであった。

性格の異なる二つの図書館とは、川東地域に広範な資料・情報の提供に力を注ぎ、資料の貸出を主とする図書館を新たに置き、川西地域は従来の市立図書館を、資料保存・文化遺産の継承を特徴とし、高度のレファレンス[®]業務とともに調査・研究機能を備えた図書館と位置づけるというもので、現在のかもめ図書館と市立図書館はこの構想に基づき今日まで運営されてきている。

この提言からはや20年余が過ぎた。図書館に来れば蔵書の検索用に端末が置かれ、調べ物にインターネット端末もあり、持込のパソコンを使用できるコーナーもある。家に居ながらにしての蔵書検索や予約も可能になった。身近な図書施設での図書の受取りも返却もできる。サービスが充実の一途を辿っていることは喜ばしいが、社会の多様な変化により新たに生じてきた課題も少なくない。

また、ライブラリー（図書館）、アーカイブ（資料館）、ミュージアム（博物館）の多岐に亘っての内容を所管している図書館の現状については、小田原市の文化的地位の向上と発展に資すると共に、小田原城等に加えて多くの人々を招き寄せる資源として、将来に向けて明確な位置づけをし、それぞれの特性に合致した施設整備の方向を探る必要がある。

今回の諮問は小田原市の図書館が直面している課題をどのように解決し、よりよい図書館運営への道筋をつけるべきかという大変重い主題である。「施設の老朽化などの現状を踏まえた施設配置」、「ネットワーク整備の方向性」、「図書館運営における民間活力導入」、「学校図書館との連携」といった諮問項目から見えてくるのは、厳しい財政にありながらも「知の泉」たる図書館の質を維持向上させる必然性と、厳しい財政にあるからこそ知恵と行動で課題をクリアしていく必要性である。

星崎記念館にその名を残す星崎定五郎氏は「こどもの勉強のための施設をつくってもらいたい」との思いからかつて小田原市に多額の寄付をされた。その篤志は児童文化の殿堂を建設するきっかけとなり半世紀余にわたり多くの子どもを本好きにさせてきたのである。郷土の偉人には及ばずとも、私たちは未来への投資として今こそ図書館の充実を図り、もって図書館の利用が現在を生きる人々の、未来に生きる人々の心を耕し豊かに伸ばし、安らぎと希望をもたらしてくれるように、またすべての利用者にとって小田原市の図書館がそんな存在であるように願う。

議論を重ねる中、「電子書籍」及び「人材育成」についての意見を答申に追加した。

平成24年3月

第29期小田原市図書館協議会
委員長 竹井邦夫

1 これからの小田原市図書館施設の役割と機能について（総論）

ツインライブラリー構想に基づく施設・機能整備の経過を踏まえた
今後の望ましい施設のあり方とは

1 市立図書館

小田原市の図書館では、すでに市立図書館の機能を小田原駅前再開発ビル内に移転したいとの考えを持っている。老朽化が激しく、史跡小田原城跡の整備計画において将来移転すべき施設とされており、改修や建て替えが出来ないというのがその理由となっている。小田原市の図書館施設が今後どうあるべきかを考えるとき、市立図書館の扱いは極めて重要である。

駅ビルへの移転に際して整理すべき点は、

- 1 ツインライブラリー構想に基づく、「資料保存・文化遺産の継承を特徴とし、高度のレファレンス業務とともに調査・研究機能を備えた図書館」としての位置づけを変える必要があること。
- 2 市立図書館の様々な「価値」を検証する必要があること。

の二つに集約される。

1については、駅ビルという立地からして、広範な資料を収集・提供する貸出中心の図書館へ機能転化することが求められる。資料館的機能までを具備することは、広大な収蔵スペースを必要とすることから考えても現実的でなく、機能を特化すべきであろう。同時に、これまで市立図書館が担ってきた貴重な地域資料の収集・保存や調査・研究機能については、代替施設が見出せるまでの間、可能な限り現在の市立図書館を「古文書・公文書館」として存続させることも検討に値すると考える。

2については、サービスの充実・安全性の確保・老朽施設維持への経費負担など、多角的な検証から結論を出すべきであろうが、星崎記念館としての成り立ちの経緯、昭和30年代のコンクリート造建築物としての昭和モダンの建築的な意義や、小田原の文化人が集うサロンの役割を果たしていた空間としての評価、膨大な資料の整理公開の推進など、残すべき価値に値しながらも未だ抽出も検証もされていない要素に注意を払うべきである。失われたものは二度と戻らないことを認識することと、残すことへの可能性を探る行為は、市の取り組むべき義務であることを指摘しておきたい。

2 かもめ図書館

かもめ図書館は平成6年の開設以来、広範な資料を収集・提供する貸出中心の図書館として多く利用され、また、図書館ネットワークシステムのホストコンピュータを置く中央館として運営されている。その運営実態はもはやツインライブラリー構想における川東地域の大規模館ではなく、市域全体を統括する中央館である。

そうした新たな機能・位置づけの一方、かもめ図書館は、市内図書館施設において唯一視聴覚ライブラリーを有していることから、その運営においては個人視聴や視聴覚ホールにおける所蔵資料を活用した子ども映画会や名画座、音楽教養講座などの開催に加え、地域の映像資料の保存や公開などを積極的に推進し、機能の活用を図るべきと考える。

また、図書館奉仕事業の展開や学校図書館やボランティアとの連携といった、よりよい図書館運営を目指す上で、対話力と実行力のあるスタッフ配置による、背骨のしっかりした組織体制が確立されることにも期待したい。

3 (仮称) 駅ビル図書館

平成21年6月に「小田原の図書館を考える会」から提出された「お城通り地区再開発事業用地内の図書館開設に関する陳情書」が平成22年9月の市議会厚生文教常任委員会において採択された。市立図書館が場所と機能を変え、川東地域のかもめ図書館と同様、川西地域における広範な資料を収集・提供する貸出中心の図書館となることは、「小田原の図書館を考える会」のみならず、多くの利用者の歓迎するところであろう。

また、駅ビルの中という利便性の極めて高い立地であればあるほど、そこにある図書館に求めるもの、特徴ある蔵書構成であったり、開館時間の長さであったり、貸出手続きのスピードといった、多様なニーズへの対応が必要となるはずである。(仮称) 駅ビル図書館に期待する具体的な施設概要については後述するが、従来の東西市域の機能の異なる図書館を配置したツインライブラリーの考え方は、貸出中心でありながら立地条件の違いから機能を異にする東西(かもめ・駅前)図書館に加え、短期的には現在の市立図書館を「古文書・公文書館」として位置づけ、当面の間運用していく、「トライアングルライブラリー」の施設配置へと転換を図り、中・長期的には市立図書館の古文書・公文書館としての機能が保存や公開に適した施設への継承を経て、時代に即した「ツインライブラリー」の配置に着地することが望ましいと考えるものである。

4 分館

分館は、現在、支所に併設されている豊川・上府中・片浦・曾我・橘の5分館があり、平均して170冊ほどの備付図書に加え、平均して年450冊ほどを自動車文庫で配本している。年間245日間を開館し、年間利用人数は1館当たり平均して230人ほど、年間貸出冊数は550冊ほどとなっている。図書館職員が常駐しているわけではなく、支所の職員が図書の貸出などの事務を行っている。

その利用状況は極めて少なく、図書館分館と呼ぶには脆弱であると言わざるを得ない。ネットワークシステムの運用から外れていることも利用の少ない要因である。これら分館においては、地域センターの開設や施設の老朽化等に伴い、これまで下府中・酒匂・下曾我などの分館が廃止されてきた経緯もある。

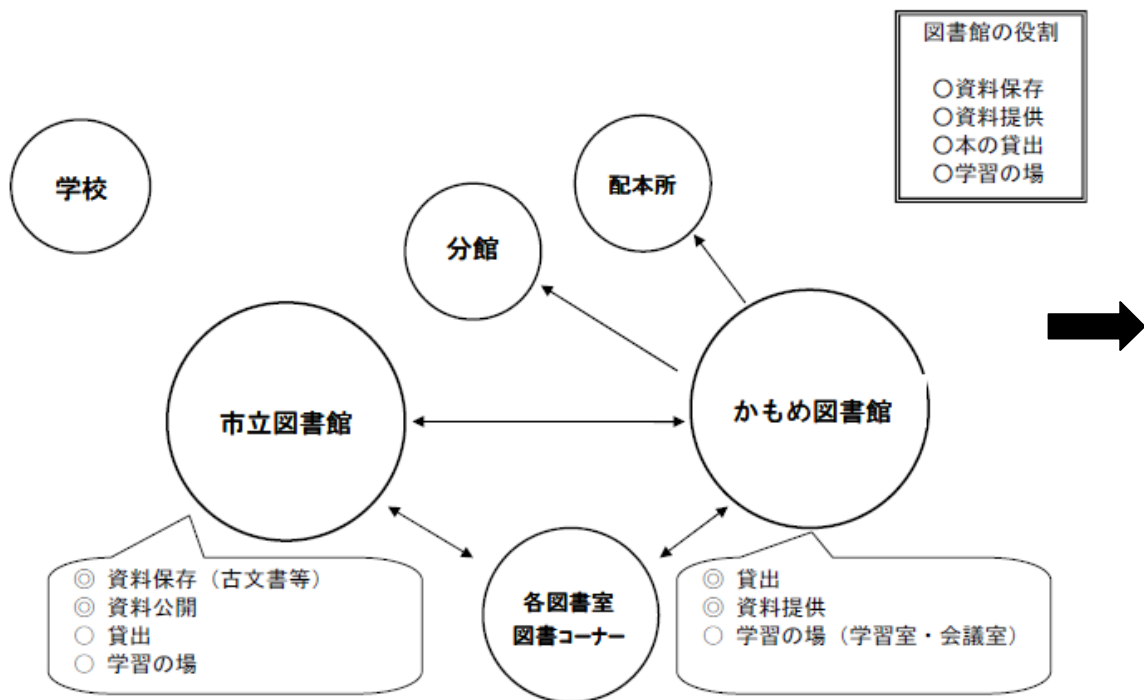
かもめ図書館や、地域センター内に図書室・図書コーナーが配置された今日、市立図書館以外には分館しかなかった時代とは、その存在意義が大きく変わってしまった事実は否めない。本来、図書館施設は、利用者の身近にあって利用しやすい環境と豊富な資料、充実したレファレンス機能があることが望ましく、それこそが分館と名乗るにふさわしい図書施設であろうが、実質的にはその役割は川東タウンセンターマロニエ図書室に代表される図書室・図書コーナーが担っている状況にある。今の状態のまま施設を存続させることは、もはや選択肢にないと考えべきであり、経費を投入して機能強化を図ることも、現下の厳しい市財政の状況からして許されるものではない。

しかしながら、支所に併設されていることでの、圧倒的な利便性の高さは看過できない。また、もとより分館の運営に要している経費は、自動車文庫として配本する図書購入費の一部に過ぎず、人件費は戸籍住民課職員の併任により賄われている。そうであるならば、可能な限り経費を抑制した手法によりネットワーク化を図り、ボランティア等による運営の仕組みなどを整えることで、身近で利便性の高い図書施設として生まれ変わることも出来るものとする。それは条例に位置付ける「分館」としてではなく、「配本所」としての位置づけでよい。

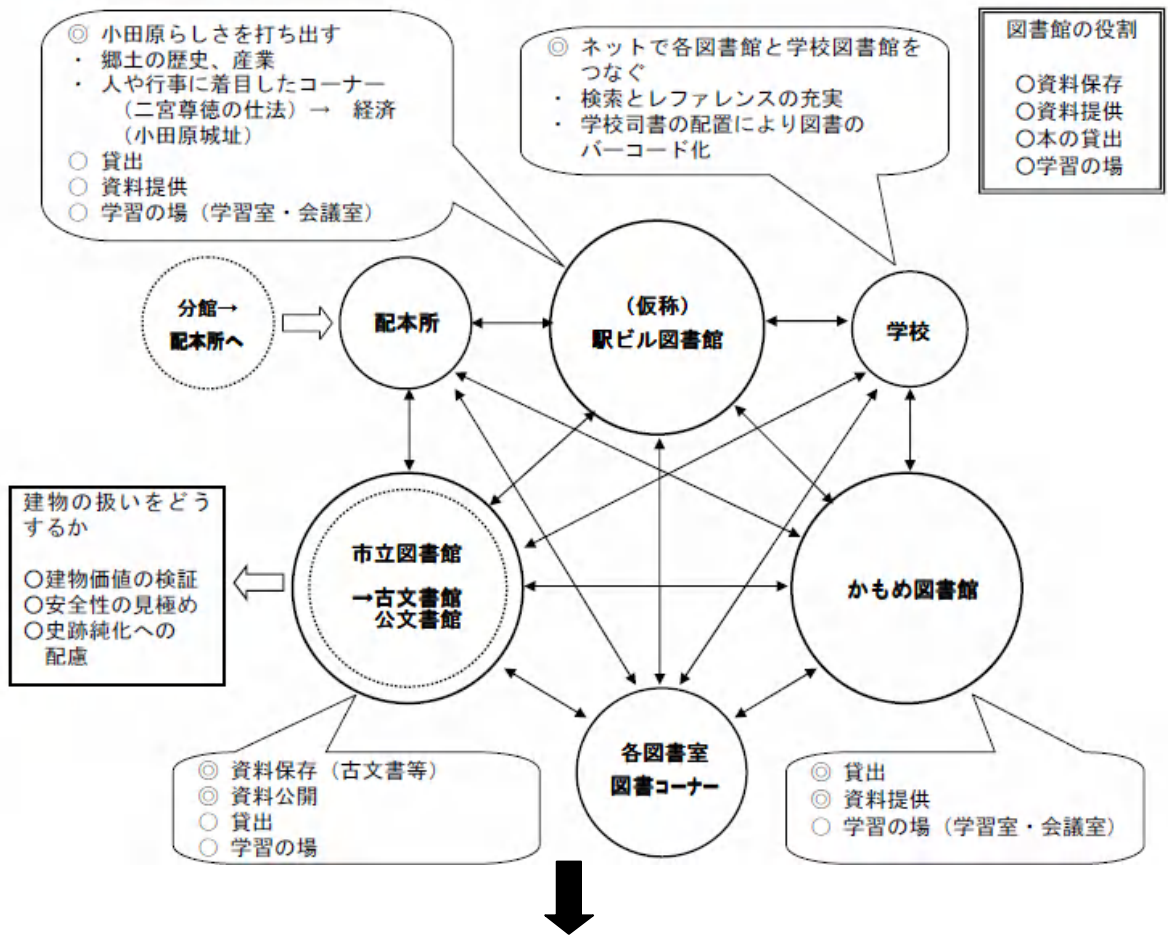
ただし、こうした分館の機能見直しに際しては、現行の地域センター等図書室・図書コーナーとの位置関係や分館ごとの利用頻度などをさらに検証したり、地域ごとに住民自らが施設の存廃や、地域住民による運営の可能性などを話し合うなどの過程を経て分館ごとに存続か廃止かの選択をすべきものとする。

いずれにしても分館の取扱いにおいて最も留意すべきは、地域間の利便性に格差が生じないように配慮することである。

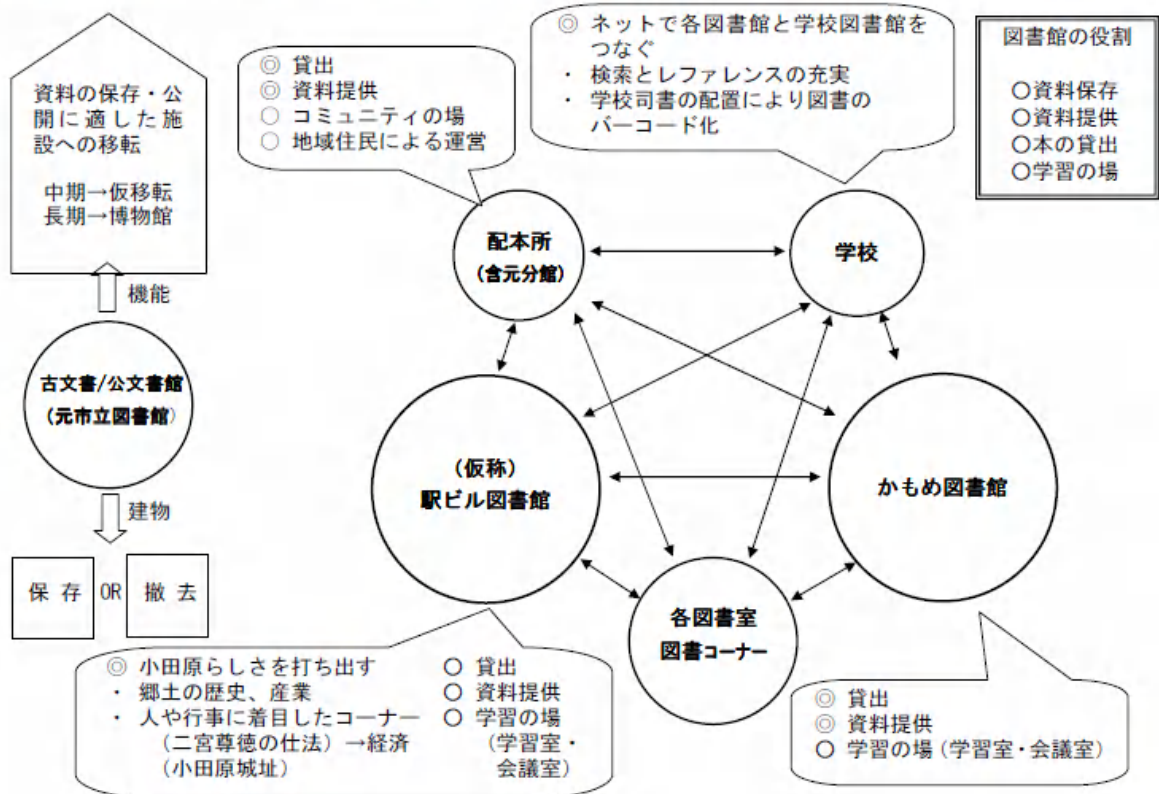
現在の図書館施設の状況



新たな時代の小田原市立図書館のあり方 短期的イメージ図 ～トライアングルライブラリー～



新たな時代の小田原市立図書館のあり方 中長期的イメージ図～時代に即した新ツインライブラリー～



2 小田原市立図書館をはじめとする市内図書施設の配置について

老朽化した市立図書館や分館の現状を踏まえた
今後の望ましい図書施設の配置とは

1 基本的な考え方

オンライン化が進み、家庭や職場からも図書の検索利用が出来る時代になっている今日、小田原市内の図書施設を全市的に捉えることが必要である。

小田原市内の目指す図書施設の配置を考えるに当たって、従来の施設の配置を見直し、いかにより良い市民への図書館サービスが行われるかを考える。現在の図書館サービスに加えて具体的には、

- ①図書施設から遠い地域では、地区公民館(集会所)や学校などを拠点とする自動車文庫、あるいは巡回図書館での図書の貸し出し
- ②高齢者、障害者などには宅配サービス
- ③通勤・通学 買い物客などが大いに便利な小田原の駅前の図書館を設置。

などのサービスが出来ることにより、市民誰もが身近に気軽に利用できる図書館となる。

また、『貴重な資料の保存、研究業務』をいかに効率よく、安全に遂行できるかを考えることも、公立図書館の大きな役割と考える。

市民にとってより良い図書館サービスの機能が発揮されるためには、図書施設の配置を整えることと同時に、人材の確保も何より求められる。設備を充足させると同時に、スキルを学んだ人材を配置して的確に図書館が運営されることを求めたい。

2 小田原市内全域に亘っての図書館施設の配置

基本的には、現状の施設の存続を前提とする。なぜならば、既存の図書施設は、概ね小田原市内の中学校区に何らかの施設が存在しているからである。そこで各施設の役割を検討し、機能を見直したい。

(1) かもめ図書館

本館機能を持ち、他の市立の図書館や市内の各図書室との連携を図るとともに、あらゆる情報発信の中心の図書館とする。

- ・ 広範な資料の収集と貸出
- ・ レファレンスサービス
- ・ 視聴覚ライブラリー
- ・ 障がい者サービス:郵送貸出、大活字本・点字本の配置、対面朗読など
- ・ 自動車文庫サービス:団体貸出、地域での貸出、受取り、図書検索など
- ・ 学校図書館へのサービス:団体貸出、運営アドバイス、ブックトーク[®]など

(2) 市立図書館

現在、市立図書館が有している役割・機能のうち、一般市民への貸出・閲覧機能、児童文化館的機能、学習室機能については、(仮称) 駅ビル図書館へ継承するとともに、郷土資料の収集・保存・調査・研究機能については、当面の間、現有施設を継続して使用する。

ただし、保存環境や耐震性の脆弱性から、一般利用者へのサービスも十分にできる場所への移転を検討する。移転に際しては、小田原文学館、郷土文化館等博物館施設との間で、保管資料の分担及び利用者の研究などに対応しやすい状況を整備することを念頭に連携、役割などの検討を併せて行う。また、長期的には博物館建設なども視野に入れることも肝要であろう。

ブックトーク：テーマを決めて本の内容を紹介すること。主に子どもの読書意欲を高めることを目的とする。

なお、これら市立図書館の機能移転の検討において、(仮称) 駅ビル図書館の建設や郷土資料機能の移転がままならず、施設の老朽化や資料の劣化に予断を許さない状況に陥った場合には、仮移転先の確保についても検討する必要があると考える。

(3) (仮称) 駅ビル図書館

立地の利便性の高さから、鉄道利用の通勤・通学者、一般の買物客などの利用が図られる機能を設けるとともに、市立図書館が伝統的に担ってきた「児童文化」機能を継承する。

特に考慮することとしては

- ①小田原市の概要や観光資料また小田原の特色を紹介できるコーナーの設置
- ②市の刊行物も揃えておく(各種行政資料、白書類など)
- ③ビジネスマンや学生への対応(資料の収集、インターネット利用など)が挙げられる。

(4) 分館

機能と設備を見直すことにより、存続を求める。

現在5箇所【豊川(成田) 上府中(千代) 片浦(根府川) 曾我(下大井) 橘(前川)】が自動車文庫の配本先になっている。

そこで下記の条件を整える事が地域住民の大いに役立つところとなる。

- ①分館ではなく、配本所として新たに位置付ける。
- ②コンピュータ端末を配置して市立の図書館の蔵書検索、貸出・返却が出来る。

(5) 地域センター図書室等

小田原市内には、生涯学習センターけやき、国府津学習館、尊徳記念館、地域センターなどに図書室、図書コーナーがある。

これらの図書室・図書コーナーは、図書館と連携のもと、無駄のない図書の管理と運営をしていく。そのためにも分館同様、次の条件を整える事が必要である。

- ①地域住民の協力を得ながら、その地域にあった図書室運営を行う。
- ②貸出のほか蔵書検索、図書の相談などを行う。

(6) その他

施設配置を考えると同時に、図書館の場所や機能などが利用者にとってわかりやすいものとなるよう、施設の所在地や方角、中央館か地区館か、一般図書館か児童図書館か資料館かといった視点から、各図書館の施設名を今一度考えるべきである。

③ ネットワーク化の充実に向けて

ネットワーク化の進捗状況を踏まえた今後の望ましいネットワーク整備の方向性とは

1 現状

本市図書館施設においては、平成6年のかもめ図書館開設を契機に施設間のネットワーク整備を進め、現在、分館を除くすべての施設において稼動している。

ネットワーク施設のうち、開設の際に整備したマロニエ図書室、いずみ図書コーナー、こゆるぎ図書コーナーについては所蔵資料のすべてにおいてネットワークにおけるデータ管理が可能であるが、既存施設であったけやき、国府津学習館、尊徳記念館の各図書室においては、所蔵資料のデータ化を別途進める必要が生じ、22年度から23年度にかけて、尊徳記念館とけやき図書室の所蔵資料のデータ移行に取り組んできた。国府津学習館においてはデータ移行が未着手である。

これら所蔵資料のデータ移行が完了していない図書施設においては、自動車文庫による図書以外の所蔵資料を借りるために、図書カードとは別の図書貸出券を必要としている。このような状況は、利用者に不便を強いるばかりでなく、図書資料の有効活用の点においても問題があるため、早期の改善を望むところである。

また、分館については施設そのものの位置付け・機能を見直す中で存続するのであれば、ネットワーク施設として整備していくことは必須として考えねばならない。

2 今後の展開

ネットワーク化の進捗状況に対しては上述のような取組を求めるものであるが、今後の望ましい方向性としては、図書館利用における「ユビキタス」が構築されることが当然に必要であると考ええる。

ユビキタスとは、いつでもどこでも、利用者がコンピュータやネットワークなどを利用できる状態のことを指す。パソコンに限らず、携帯電話といった端末からでも、いつでも、どこでも、何でも、誰でも図書の検索が可能といったサービス提供を目指すことが必要である。また老若男女問わず、障がいのある方も含め、より図書館サービスを身近なものとして利用できるものとする。

このようなユビキタスの構築を行う上で、図書館ネットワークの整備より広がりを持って捉えられるものでなくてはならない。本市の場合、その広がりはずもって小学校・中学校の図書館を対象とすることが望ましい。市民に対するアンケート調査からも図書の検索機能の充実を望む声は多く、公立図書館施設と、小・中学校の図書館間の主として検索機能を目的としたネットワーク化が強く望まれている。

このため、当面は、学校図書館の所蔵資料について将来のネットワーク構築を見据えた図書データベースを作成する必要がある。

これらネットワーク化の充実においては、図書館職員と小中学校の図書館運営を統括する所管及び学校の司書教諭、さらには学校図書ボランティアとの連携・協力関係を形成することが肝要であり、その推進には図書館職員の積極的・中心的な関わりを期待したい。

4 図書館運営の充実に向けた民間活力の導入について

資料整理やレファレンス、図書館奉仕[®]事業を充実させるための方策としての民間活力の導入による運営協力の望ましいあり方とは

1 総論

公務員は、法的に一定の給与と身分が保障され(地方公務員法第24条及び第27条)ている。従って、当然のことではあるが、与えられている待遇に見合った仕事をすべきであると言える。

小田原市の職員の給与水準(平成19年地方公務員給与実態調査によると年収733.9万円、平均年齢42.5歳)を踏まえると、法的、あるいは職責的に正規職員でなくても担える仕事については、必ずしも正規職員が担う必要はないはずである。

逆にいえば、政策的な判断の必要のない業務や定例的な作業などは臨時職員や業務委託などにより行うべきと考えられる。その事は平成21年度に出された行財政改革検討委員会の報告書にも記載されている。

2 図書館業務の民間活力の導入について

以上のような前提に立って、図書館業務を概観するとき、窓口受付業務、書籍移送(含む図書館、図書室、分館間の通送)等の業務、お客様との触れ合いを通じてこそ把握できる図書館へのニーズに基づき行われるべき選書業務やレファレンス及び資料整理の業務については、その運用や委託業務等の監視・監督を正規職員が行うことを条件に広く業務委託を進めるべきである。

具体的な業務の線引きについては、本答申の趣旨を理解した上で行政当局が適切に執り行うことが望ましいと考えるが、レファレンスについては、橋本図書館のようにレファレンスコーナーを設置して対応するという手法も検討されて良い、と考える。

また、いわゆる指定管理者制度は小田原市の図書館行政の遂行上、好ましい手法とはいえないので採用すべきではない。すなわち、委託をするにしても従来のように委託先に正規職員が指示・命令できないような運営は行うべきではなく、正規職員と委託先の職員が共に小田原市の図書館を作り上げていくために、各々の持てる最大限の叡智を發揮できるようお互いが議論できる場や雰囲気作りを行っていくことが大切である。

さらに業務委託は、所謂、コストカット、経費節減の観点のみで行うものでもない。民間的な手法を「公」の部分に注入し、「民」の進んだ部分を肌で感じることによる職員の意識やスキルレベルを上げるとともに、新しい時代にふさわしい新しい職務のあり方をクリエイトするためのきっかけの場としても活用させる必要がある。

「官」「民」の持ち味を融合させ、市民にとって真に有益なサービスの担い手として図書館を成り立たせる為に民間委託を行うという視点も忘れてはいけない。

3 多様な担い手間の連携

図書館は単に民間委託してしまえばよい、というものではない。委託元、委託先、利用者、そして、ボランティアといった、様々に多様な担い手が連携し共に支え、共に創る図書館でなければいけない。

私たちの社会は考え方、立場、利害、関心の異なる多様な個人で構成されている。そういった個人は、議論し、対話を重ねていくことで共有できる部分を見出す中でより良い図書館が創造できるはずである。その際に、例えば図書館長に民間人を登用している等、全国の図書館における様々な取組みの情報を集めることも有効であろう。

その為には、そういった個人を〈つなぎ、引き出す〉力、すなわち、ファシリテート[®]能力を持った人材＝職員の育成も必要になる。そして、その能力を持ち合わせた職員を中心としたボランティアの積極的な活躍が望まれるところである。

ファシリテート：会議などで中立的な立場で議論をスムーズに進行させ、合意形成・相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整すること。
図書館奉仕：図書館の行うサービスのこと。貸出やリクエスト・予約の受付、レファレンス(問合せに対する調査・回答)など。

4 図書館ボランティアとの協働の仕組みづくり

行政職員、委託先職員、そして、ボランティアの緊密な連携と日常におけるコミュニケーションが図書館の運営上欠かせないことはいまでもない。しかしながら、今まではその部分の連携が必ずしも十分でなかったと言わざるを得ない。これからは一つの例えば、かもめ図書館のボランティアスタッフという観点だけではなく、広く小田原市全体の図書館のボランティアという観点からボランティアの受け入れ態勢を見直し、図書館で働く職員とボランティアが連携する為のシステムを積極的に構築することが求められる。

そこで、(仮称)小田原市図書館ボランティア制度の導入を提言する。図書館でボランティアを行いたい方には生涯学習課が保有している人材バンク登録のように個人でも団体でも受け入れ可能の(仮称)図書館ボランティア人材バンク制度を用意する。

市(図書館行政職員)は、ボランティアの必要な図書館の状況を把握し、適宜、図書館ボランティア登録バンクに記載された個人、団体に対応が可能かを投げかける。大切な点はこの際に登録をしていないからと言ってボランティアをしたいという意志のある人を安易に断るのではなく、広く広報等で投げかけることで、体験していただき、そして、最終的には個人として登録していただくという道を残す姿勢である。

また定期的な活動報告会の開催や日頃の懇談などを通じ、ボランティアの様々な思いや悩みをくみ取る努力をすることも求められる。決してボランティアが勝手にやっていることだ、という認識を持つことなく、関係者が図書館をよくしようとしていることだ、という温かい心で接する姿勢・雰囲気作りが大切である。

以上のような制度と環境を整えることで、立場の違う三者が緊密に連携をとることによってより素晴らしい図書館サービスが提供できると考えるものである。

5 学校図書館との連携にむけて

本市図書館と市内学校図書館との連携による

子どもの学習環境の改善のための望ましい連携・協力のあり方とは

1 学校図書館について

学校図書館は、児童生徒の自発的で主体的な学習活動を支援し、教育活動の展開に寄与する学習センターとして、学校教育において中核的な役割を果たすことが望まれる。また、自由な読書活動や読書指導の場として、さらに想像力や好奇心を呼び起こし豊かな心を育む場として学校図書館の充実が必要とされる。

2 公立図書館との連携について

図書館法

第三条

図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連結し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

学校図書館法

第四条① 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によって、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

② 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

読書は一人ひとりの子どもの考える力を与える。また、読書を中心とした図書館利用は生涯学習にもつながり、それを保証しているのが学校図書館であり公立図書館である。そこで、学校図書館と共に公立図書館は児童生徒サービスに力を注ぐ必要がある。児童生徒サービスがどのようなものであるかを考えた時、関心の持ち方・読書力も異なる子ども達に読書は楽しい、素晴らしいと感じさせるためには画一的ではない臨機応変のサービスが必要と言える。

3 連携を成功させるために

(1) 人の充実

学校図書館が子ども達の読書施設あるいは調べ学習の施設として効果的に機能していくためには機能させる職員が必要である。各学校には司書教諭が配置されているが、クラス担任を兼ねていることが多いので図書室に常駐していることは無理である。理想としては常駐できる司書がいることが望ましい。

公立図書館においても、職員は子ども達の求めに応じて具体的な資料を探したり、漠然とした問題を抱えた子どもに対して参考になりそうな資料を提供したりする。本を整理したり管理したりすることだけでなく多くの図書館の協力を得ながら本を活かすことによって子ども達の学びたい気持ち、読みたいという気持ちを大切にしていく。本の嫌いな子に目覚める機会を与えられる環境も整えていく。本を借りること、図書館を利用することを通して公共マナーを体得していく。それらの実現に必要なのは、とどのつまり、職員のレファレンス力である。

公立図書館から学校に向けての連携は、図書館ボランティア連絡協議会との定期的な情報交換のほか、学校図書館からの求めに応じ、分類・レイアウト等のアドバイスや先生方への支援を行っている。今後、こうした連携・協力関係を一層深めるためには、公立図書館職員が学校図書館の運営を側面的に支える立場にあることの自覚を深め、一層積極的に関わりを求めていく姿勢が必要である。

今後も、研修を通して、公共図書館や学校の職員等にレファレンスの力を持つ人が増えるようにしていくことが望まれる。

(2) 本の充実

図書館に本があるというのは、ただ数が揃っていることではない。子ども達の読みたい、使いたいとする必要な本があることが大切である。最近の科学技術、国際情勢などはもちろん日常生活においてもいろいろな面で激しく変革し続けている。

このような状況の中で、一校の学校図書館で子ども達の要求に応えようとしても応えきれものではなくなってきている。学校間と公共図書館とネットワークを組むことがその足りないことを補っていく方策となる。ネットワーク化することにより、選書についても現在ある本から考え、必要な物を効率よく揃えていくことができる。

(3) ネットワーク化

学校図書館に限らず、図書館は利用が増えれば増えるほど、蔵書の量と質が求められるようになる。限られた予算、限られた蔵書では提供できるサービスに限界はあるが、学校間の連携、公共図書館からの支援を受けることによってかなり質の高い、幅の広いサービスが可能になる。各図書館はネットワークシステムを作り、お互いの所蔵情報を公開し、相手の求めに応じて資料提供を行い利用者の要求に応えるようにしていくことが望ましい。

(4) 流通手段を持つ

図書館でのネットワークは情報の交換だけでなく、知り得た情報をもとに具体的な資料の交流につながっていくことが望ましい。そのためには物流手段を確保することが大切となる。

4 開かれた学校図書館について

(1) ふれあいとくつろぎの場

学校図書館が地域に開放された時に子ども達と地域のふれあいの場が広がり、その結びつきも深まっていく。このふれあいが子ども達の心を豊かに育てていく。

また、学校図書館を地域に開放していくことは、地域の人達のくつろぎの場という素晴らしい場の提供ということにもなる。

(2) 活性化する学校図書館

地域の人達が学校に入ってくることにより、地域の方々と子ども達とのつながりが深まっていき、地域社会の一員としての自覚が育っていく。今までも、学校は校庭・体育館の開放を行ってきた。このことは、地域社会への貢献が大きいと言える。

これからは、学校図書館を中心とした文化的な面での学校開放を充実させ、学校と社会の融合の施設として、生涯学習社会の拠点としての役割を担っていくことが期待される。

しかしながら、蔵書に、児童生徒向けの本だけでなく大人向けの本も充実させることや、児童生徒の安全を確保するための措置について、万全な管理体制の構築、図書室への出入りの仕方や建物の構造についても考えていく必要がある。

今後は、ネットワーク化を進め、学校図書館を含め、本市図書館施設が図書館システムにより、一元的に管理されることをめざし、さらに、学校図書館が地域の教育力全体の向上を図っていくために、地域への開放についても検討していく必要がある。

6 電子書籍

図書館はサービス充実の観点から電子書籍にどう向き合うべきか

1 現状

近年、電子書籍がユビキタス社会の第一歩として急速に普及してきている。最近の報道では、デジタル部門を独立させた出版会社が話題となったほか、ある出版社の教科書を採用する小学校の20%以上がデジタル教科書を導入したことや、学校教育専用のタブレット端末の登場など、紙媒体を駆逐するかのとき勢いである。

確かにIT技術の驚異的な進歩が日常生活を便利で豊かにしたことは疑いない事実であろう。しかしインターネットや電子マネーや電子書籍といったツール（道具）は、使いたい人が使える一方で、使いたくない人・使えない人にはほかの道具（ツール）がある。

電子書籍の利点は、本屋や図書館に行かなくても自宅に居ながら書籍を購入できることや借りることができる点である。一方、図書館の利点は、本に触れられることだけでなく、“知”の学習できる空間を利用できることである。

図書館という施設は、進展する情報化社会にあって人々に便利なツールを使うかどうかの選択の余地が残されている今日、便利なツールを選ばない人々が利用する象徴のようにも語られることがある。確かに図書館に出かけて行って本を読んだり、探したり、調べ物をしたりすること自体、アナログ的な行動であり、効率的とはいえないが、ページをめくって本を読むという行為が長い間人々の日常生活を便利で豊かにしてきたこともまた疑いない。「知の泉」と言われてきた施設たる所以はそこにある。そして今も図書館を利用する人は絶えないという現実がある。

しかしながら図書館が旧態依然のアナログ施設のままかといえばそうでないことは誰もが知っている。蔵書の検索用に端末が置かれ、調べ物にインターネット端末もあり、持込のパソコンを使用できるコーナーもあるように、すべてに人に居心地のよい場所になろうとしている。若年層の利用も少なくない実態もある。

2 今後の展開

利用者にとって提供されるサービスの選択ができることは、現在の多様化したニーズに応えるためにも必要な要素であり、電子書籍と図書館は共存させていく必要があると思われる。

共存することについては、電子書籍化を進めるための優先順位をつける必要があり、まずは歴史的価値の高い古文書を電子書籍化すべきと考える。小田原は、今も多くの歴史的価値の高い古文書が保管されており、現物維持の観点からも電子書籍化することが望ましい。また、電子書籍化により、全国の多くの方々が古文書の価値を認知できるものとする。

いずれにしても、図書館には、所蔵資料を通じ情報を発信し、提供する公的施設としての責任・使命からも、電子書籍の取扱いにおいて右往左往することなく立位置のぶれない方針を示してほしいものである。

タブレット: 端末: 携帯型の情報端末。手軽に持ち運びできる大きさ、タッチパネルでの簡単な操作、無線 LAN で場所を選ばずどこでもインターネットにアクセスできる。

7 人材育成

質の高い図書館サービスを継続的に提供していくために不可欠な図書館職員の資質とは またそのために必要な人材育成の視点・環境とは

1 図書館職員に求められる能力

かつて、小田原の郷土の偉人二宮尊徳は「心田開発」が重要であると力説した。志を持った多くの職員を育てるためには、組織として職員を育てる仕組みと仕掛け作りが必要であると思う。これからの小田原の図書館行政を考えていく時、図書館行政に携わる職員には幾つかの専門的なスキルを養成することが求められる。

- ① 多様な価値観と考えを持つ市民と議論しながら、あるべき図書館をクリエイトする為に必要な、つなぎ・引き出す、ファシリテート能力。
- ② 公立図書館として守らなければならないポリシーを根底においた選書能力。
- ③ 図書館業務遂行上必要な専門的な資格を有する能力。
- ④ 図書館業務に携わる人はサービス業である、との精神から要請される一定のCS (Customer Satisfaction) =顧客満足を持つ能力。
- ⑤ 危機管理能力

図書館は、そこに住む人の地域コミュニティを形成するために必要であるのみならず、社会教育の一層の充実による生涯学習社会に対応する為にも核となるインフラでもある。多様な利用者ニーズを満たすためには、そこで展開される企画、講座の内容は非常に重要である。

従って、利用者のニーズを的確に把握しつつ、公立図書館、公的な部門が担うべき講座、企画とはいかにあるべきかを考え講座を企画していく社会教育主事や学芸員などの専門的なスキルを持つ人材は図書館行政を担う職員には必要不可欠である。

2 すぐれた図書館職員が活きる仕組みづくり

更に、図書館に司書資格を持つ人材が一人もいない、ということがないよう専門的なスキルを組織として習得させることが大切である。そして、習得後は、そのスキルが活かせるよう組織として適正な人材の配置がなされなければならない。

しかしながらスキルが一流でも「心」がすさんでいては真の意味で図書館行政サービスを提供しているとはいえない。職員のモラル(やる気)を引き出し、モチベーションを維持できる組織運営、人材登用のあり方を構築することが急務である。

具体的には、真に能力のある職員には現代版「足高の制」のような制度を構築し、その職責にとどまる限りその役割に応じた待遇を与え、職務の遂行を円滑にさせるとともにその立場を明確にしていく必要がある。

また、やる気のある職員が担当所管を超えて横断的に仕事ができるような仕組みを構築することもこれからの図書館行政には強く求められる。

最後に、すべての根底に位置づけられる要素だが、職員は、利用者(お客様)が第一であるという意識を持ち、すべてがお客様とその期待から始まるという考え方のもとに、利用者(お客様)に満足していただくために、何をどのように提供していくのかを考え、それを達成するための仕組みを作りあげる活動をどう担うべきであるかを全力で考え、勇気を持って利用者に提案していくことが求められるし、その為のスキルを磨くために日々努力することが求められる。

心田開発：田畑の荒廃をもたらすのは人心の荒廃によるとの考えから、まずは心を豊かにし、その心をもって田畑を耕せばおのずと土地も暮らしも豊かになるという考え。

足高の制：江戸幕府の役職ごとに設けられた禄高の基準に対し、基準以下の者が就任する際、在職中のみ不足分を補う制度。

答申の経過

第1回協議会	平成22年12月17日	本市図書館の概要説明 諮問
第2回協議会	平成23年 1月21日	今後の進め方の協議
第3回協議会	平成23年 2月25日	アンケート実施の検討
第4回協議会	平成23年 4月28日	アンケート内容の検討 答申日程の確認
第5回協議会	平成23年 6月17日	アンケート集計・分析の方法検討ほか
第6回協議会	平成23年 8月26日	アンケート結果の報告・確認
第7回協議会	平成23年 9月17日	各委員の意見発表
第8回協議会	平成23年10月19日	先進図書館視察（相模原市立橋本図書館）
第9回協議会	平成23年10月25日	視察報告 学校図書館の現状報告
第10回協議会	平成23年11月18日	協議会での委員発言の整理・分類ほか
第11回協議会	平成23年12月26日	素案提示及び執筆委員からの説明・質疑
第12回協議会	平成24年 1月 5日	素案修正箇所の執筆委員からの説明ほか
第13回協議会	平成24年 2月 4日	素案再修正版の提示・検討
第14回協議会	平成24年 2月20日	素案再々修正版の提示・検討
第15回協議会	平成24年 3月14日	最終素案の提示・検討
第16回協議会	平成24年 3月23日	最終素案修正版の提示・検討

委員名簿

委員長	竹井 邦夫	社会教育関係者
副委員長	小田 佳代子	家庭教育の向上に資する活動を行う者
委員	武田 要	学校教育関係者
委員	廣澤 登美江	学校教育関係者
委員	大坪 禎太	学校教育関係者（学校図書館協議会）
委員	小山田 大和	社会教育関係者（社会教育委員会議）
委員	宮崎 淳子	学識経験者（公募）
委員	内田 昭	学識経験者（公募）

図書館ネットワークシステムの入替えに伴う図書館施設の臨時休館について

1 臨時休館の理由

図書館及び図書施設では、蔵書点検及びネットワークシステムの入替とそれに伴う新システム実務研修のため、5月21日(月)から6月4日(月)までの期間について、以下のとおり臨時休館及びサービスの一部制限を行います。

2 休館日及びサービスの制限

施設名	休館日(定期休館含む)	貸出等サービスの制限
かもめ図書館	5月21日(月)～6月3日(日)	全サービスの休止
市立図書館		
川東タウンセンター マロニエ図書室	5月21日(月)～6月4日(月)	
生涯学習センター けやき図書室	5月22日(火)・28日(月)	5月21日(月) ～6月3日(日) *開館日の資料閲覧のみ可能
尊徳記念館図書室		
国府津学習館	5月28日(月)	
城北タウンセンター いずみ図書コーナー	5月21日(月)・28日(月)	5月21日(月) ～6月4日(月) *開館日の資料閲覧のみ可能 (館外貸出サービスは休止)
橘タウンセンター こゆるぎ図書コーナー		

*図書館ホームページは、5月21日(月)から6月3日(日)までの期間を休止

*返却については、ブックポストの利用が可能だが、視聴覚資料・大型絵本・紙芝居は、開館日に直接カウンターへ持参

*生涯学習センターけやき図書室及び国府津学習館で保有しているネットワーク化されていない資料については、館外貸出サービスが可能

3 周知方法

広報5月15日号、ホームページ、図書館だより、FMおだわら、こゆるぎ通信、図書館・図書施設でのポスターの掲示及びカレンダーの配布